
第1章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

少子高齢社会の進展、地域コミュニティの希薄化、家族形態も多様化などにより、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育てのニーズも多様化しています。変化した環境に伴い、多様な課題に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、公布され、平成27年度から新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。

本市においても、平成27年3月に「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン（多摩市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子どもの健やかな成長に必要な環境整備や地域における子育て支援などを進めてきたところです。この間、児童虐待や保育園の待機児童問題が社会問題となり、本市としても重要課題として取り組んでいます。

また、社会状況の変化は、子どもや子育てだけではなく、若者を取り巻く環境にも影響を与えており様々な困難も生じています。子ども・若者の育成支援施策の総合的推進等のために、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

そうした中、本市の現計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）が終期を迎えることから、第2期計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、現計画を引き継ぎ、時代のニーズや現在の課題を反映します。

本計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に引き続き位置付けるとともに、子どもの貧困、若者の引きこもり等が社会問題となるなか、子ども・子育て支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者及びその家庭を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

なお、多摩市全体で取り組んでいる、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」の実現を目指し、第五次多摩市総合計画第3期基本計画では、「健幸まちづくりのさらなる推進」を計画全体の「基盤となる考え方」としています。その中で、「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」が重点課題とされていることから、本計画も連携して課題解決に取り組みます。

平成24年8月施行

子ども・子育て支援法



一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる
社会の実現に寄与することを目指す

平成27年4月～

子ども・子育て支援新制度



子ども・子育て支援法に基づく、新たな子育て支援の仕組みが平成27年度から本格的にスタート

本計画

子ども・子育て支援事業計画



法に基づき、子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画（本計画）を策定

- ①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

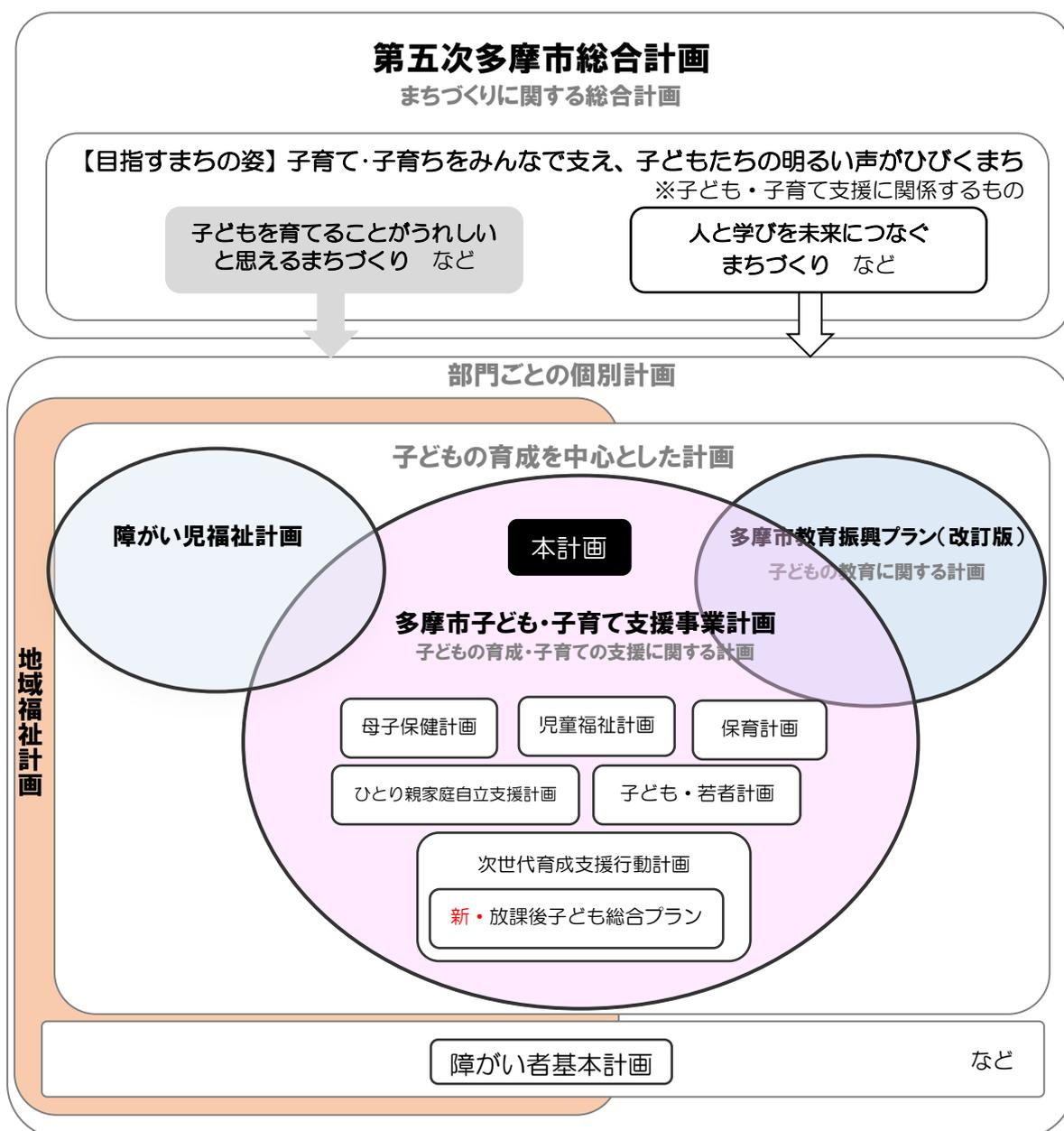
次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」

新・放課後子ども総合プラン

1-2 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

また、本計画は、国の動向や本市の現状を踏まえるとともに、これまでの本市の取組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取組みを総合的、一体的に進めるために、上位計画である「第五次多摩市総合計画」、「地域福祉計画」、部門別計画である「障がい児福祉計画」、「多摩市教育振興プラン」との整合性も図ります。また、個別計画である「母子保健計画」、「児童福祉計画」、「保育計画」、「ひとり親家庭自立支援計画」、「子ども・若者計画」、「次世代育成支援地域行動計画」を兼ね備えたものとして策定し、地域社会での協働のもと、幼児期の教育、児童福祉、母子保健及びその他の子育て支援における環境整備等、次世代育成に係る施策を引き継ぎ、発展させる計画として位置づけられています。



1-5 計画の策定にあたって

本計画は、「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン」における施策の評価を行い、本市における幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。

また、計画策定の段階から、多摩市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めました。

（1）ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育・保育に対するニーズ等を把握するため、就学前児童（0～5歳）の保護者並びに中高生世代児童（12～17歳）の中から無作為に抽出した世帯及び就学児童（小学2,4年生）の全保護者、若者（15～39歳）、児童扶養手当受給者世帯の保護者及びその子ども、子どもに関する支援機関職員を対象に、平成30年10月9日から11月9日の期間、「多摩市子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査」実施しました。

◆「多摩市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の概要

対象	送付配布数	回収数	回収率
①就学前児童（0～5歳）の保護者 （無作為抽出した対象者への郵送）	1,150 通	650 通	56.5%
②就学児童（小学2年生、4年生） の全保護者（小学校経由で配布）	2,352 通	1,767 通	75.1%
③中高生世代児童（12～17歳） （無作為抽出した対象者への郵送）	1,200 通	472 通	39.3%
④若者（15～39歳） （無作為抽出した対象者への郵送）	2,340 通	700 通	29.9%
⑤児童扶養手当受給者世帯の保護者 （児童扶養手当受給者対象者への郵送）	592 通	201 通	34.0%
⑥児童扶養手当受給者世帯の中高生世代 （⑤に同封）	352 通	105 通	29.8%
⑦子どもに関する支援機関職員 （関係機関を対象に郵送または直接配布）	96 通	79 通	82.3%
合 計	8,082 通	3,974 通	49.2%

（2）策定体制

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「多摩市子ども・子育て会議」の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しました。

なお、庁内の横断組織としては、市長を本部長とする「子育て・若者支援推進本部」を定期的に関催し、市長部局及び教育委員会が情報を共有する中で、市民に求められる子ども子育て・若者支援施策の在り方についての議論を進めてきました。

第2章 多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づく これまでの取り組み

2-1 基本方針ごとの取り組み

平成27年度から31年度までの5年間で展開した「多摩市子ども・子育て・わくわくプラン」様々な取り組みを評価し、新たな「多摩市子ども・子育て支援事業計画」の策定を行うものです。

基本方針1 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展等を踏まえ、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。このような状況に対応するために、認定こども園、幼稚園、保育所の充実に加えて、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育など、様々な保育環境を整備し、質の確保を基本に量的拡大を図ります。また、延長保育や特別に配慮が必要な児童への支援を充実させるために、職員の加配も行います。

<p>基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題</p>	<p>平成27年度以降、小規模保育所や事業所内保育所等の地域型保育施設を開設するとともに、幼稚園の認定こども園化を進め、ほぼ全園で延長保育及び預かり保育を実施し、多様なニーズに対応した保育の量的拡大を図ってきました。</p> <p>計画に沿って、保育の量的拡大を行っているものの、年齢や地域ごとの需要と供給にミスマッチが起きていることもあり、平成30年度の4月時点の待機児童数が83名と本計画の目標である「平成29年度までに待機児童の解消する」ことはできませんでした。</p> <p>利用定員を維持していくとともに、さらに支援を充実していくためには、全国的な課題である保育士不足への対応が必要となってきています。</p>
--	--

基本方針2 地域における子育て支援

認定こども園、幼稚園、保育所等の施設のみならず、すべての子ども・子育て家庭を支援するために、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業(リフレッシュ一時保育事業)」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点事業」や「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

<p>基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題</p>	<p>幼稚園の預かり保育や子育て総合センターのリフレッシュ一時保育事業など、保育所以外での預かりも充実させ、すべての子ども・子育て家庭の支援を行ってきました。また、地域子育て支援拠点の整備については、目標9箇所のうち7箇所整備を完了するとともに、合わせて利用者支援事業を実施し、身近なところで子育て相談ができる環境も整えてきました。</p> <p>児童の放課後の居場所づくりや青少年の健全育成については、学童クラブの新規整備や放課後子ども教室の活動回数を増やす等成果を向上・維持しています。地域の中で子どもの育ちを見守る支援の担い手として、シルバー人材センターや地域のNPO法人等の団体が活動可能な事業展開としましたが、地域における事業の担い手が高齢化し、また人材が不足している等課題があり、事業を継続してためには担い手の育成が必要となっています。</p>
--	--

基本方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の発育は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細やかな支援によって達成されます。

また、子育てをめぐる地域や家庭の状況が大きく変化する中、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産・育児できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連機関や関係団体と連携して推進します。

<p>基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題</p>	<p>妊娠期からの切れ目のない支援の一環として、母子健康手帳交付時の妊婦面接を行う「ゆりかごTAMA」を開始し、支援を必要とする家庭へのアプローチを早期に行うとともに、その後の訪問や相談事業につなげることで、途切れない支援の充実を図ってきました。また、各地区の担当保健師が、地域の子育て支援拠点施設、児童館、保育所、幼稚園等との連携を深め、妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりに努め、地域で安心して子育てができる支援体制の確保を行ってきました。</p> <p>食育の推進については、地域では、保育園や児童館での離乳食講習会を開催し、小学校においては、学校給食センターとの連携の下、栄養教諭や栄養士による食育の出前授業や給食指導を実施するとともに、「サツマイモ作り」や「稲作体験」等の体験活動を子どもの学びの入り口とした食に関する指導を実施しました。一方、食育に関しては、お子さんの食事作りで役立つ内容について、情報提供の仕方に課題が出てきています。</p>
--	---

基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

未来を担う子どもたちが健康で幸せな生活を送るためには、地球的な視野で身近な暮らしを整え、地域づくりに参加し、様々な人と協働するなど、「持続可能な社会の担い手」として行動することが期待されています。このことから、学校教育分野にとどまらない「2050年の大人づくり」を目標に、子どもを取り巻く機関や地域が協力、連携し、地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みづくりを進めていきます。なお、「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」の事項のうち、学校教育過程及び教育内容に関する事項（「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」、「信頼される学校づくり」）については、本計画と同時期に改訂となる「多摩市教育振興プラン」の中に記載します。

<p>基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題</p>	<p>男女共同参画の普及・啓発のための講座や子育てに関する講座、つどいの広場は、貴重な学びの場や地域とのつながりのきっかけとなるなど、成果の維持・向上が見られます。また、講座の実施にあたっては、関係機関や地域との協力・連携のもと行われており、地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みづくりが着実に進めてきました。今後、より一層事業の効果を上げていくためには、インターネットなどをさらに活用し、事業の周知を図るとともに、講座等への子育て世代等若い世代の参加を促進していくことが課題となっています。</p> <p>小・中学生のSNSやスマートフォンなどの情報機器の適切な利用については、市内共通ルールを定めるとともに、各学校で実施するセーフティ教室等を通じて、学校及び家庭のネットルール作りを推進してきました。</p>
--	---

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境等の整備や、防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。

安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

<p>基本方針全体 の取組み状況と 今後の課題</p>	<p>通学路の安全対策や歩道のユニバーサルデザインを取り入れた整備等、子育て世帯にとって子育てしやすい環境の整備に取り組んできました。今後は、老朽化しているインフラについても、住民ニーズを把握しながら対応していく必要があります。また、住環境の整備やおむつ替え・授乳スペース等の設置については、民間事業者の事業によるところが大きいいため、市としては、事業の周知や協力要請等を行っていく必要があります。</p> <p>通学路の安全対策とともに、自治会や地域団体との協力しながら地域での見守り活動を継続してきました。また、「多摩市版みまもり・ぼうはんハンドブック」を新1年生全員に配布し、子ども自身の危機管理能力を高める取り組みを実施してきました。</p>
-------------------------------------	---

基本方針6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。

事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるように、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

<p>基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題</p>	<p>男性の育児休業取得推進や女性の就業率の向上等、仕事と家庭の両立に対して、社会的に注目が集まっている中、相談や就労に向けたセミナーや説明会、意識の向上を目的とした周知活動等、様々な面から支援に取り組んできました。今後は、就労支援事業について、実施施設や事業自体の認知度を上げるとともに、対象者ごとに事業を実施するのではなく、役割分担を明確にし、より経済的な自立につながるような効果的な事業の実施に向けて検討していく必要があります。</p> <p>子育て世帯が安心して就業するために欠かせない保育サービスや学童クラブについては、定員確保を行い待機児童解消に努めるとともに、保育所以外での預かりも充実してきました。今後は、地域や学年によるニーズを精査し、定員の適正化と職員の確保について検討を続けていく必要があります。</p>
--	---

基本方針7 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域と一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

<p>基本方針 全体の取組 み状況と今 後の課題</p>	<p>地域や関係機関等と協力し、子どもが毎日利用する通学路の安全確保や自主的な防犯・登下校時の見守り体制を整備してきました。また、子ども自身が交通事故に遭わないよう、幼稚園や保育所、児童館、学童クラブ、小中学校での交通安全教室を行い、子どもの自己防衛意識の向上も図りました。</p> <p>通学路の安全対策とともに、自治会や地域団体との協力しながら地域での見守り活動も継続してきました。また、「多摩市版みまもり・ぼうはんハンドブック」を新1年生全員に配布し、子ども自身の危機管理能力を高める取組みを実施してきました。</p>
--	--

基本方針8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の未然防止、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず東京都や関係機関との連携の強化を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられ、子育てに関する情報や支援が必要であり、障がいのある子どもについては、障がいの有無にかかわらず、集団の中で他の子どもたちとともに成長できるような配慮が必要です。

これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取組みを推進します。

基本方針 全体の取 組み状況 と今後の 課題	<p>児童虐待防止につなげるため、関係機関との連携のもと、支援を必要とする家庭の早期発見を進めるとともに、各地区の担当ワーカー等がその後の適切なサービスへつなげ、継続して相談、支援を行うことで地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ってきました。一方、関係機関からの相談や虐待対応、養育困難なケースが年々増加しており、業務に対応できる体制づくりが急務となっています。</p> <p>ひとり親家庭に対する相談体制や自立に向けた生活支援や資金の貸付を充実させてきましたが、経済的な自立につながる就労支援が課題となっています。</p> <p>障がい児への支援については、学校での特別支援教室や特別支援学級の設置を行うとともに、学童クラブ、保育所等でも障がい児の受入れに対し職員の加配をつける等、厳しい職員体制の中、支援が必要な子どもの受入れを行ってきました。増加傾向にある発達障がい児への対応については、教育部門とのさらなる連携を強化し、迅速な対応を図ってきました。</p> <p>支援を必要とする子どもやその家庭については、近年、対応件数の増加と相談内容が複雑化していることから、庁内での連携体制の強化を行ってきましたが、一方で各相談員の専門性の強化と連携のあり方についても、さらに検討していく必要が出てきています。</p>
---	--

基本方針9 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は保育、教育・医療等多分野にわたっており、子どもを健やかに育てるための経済的支援が必要とされています。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の負担を軽減するために、各種支援を推進します。

基本方針 全体の取 組み状況 と今後の 課題	<p>児童扶養手当の所得制限の引上げや義務教育就学児医療費助成の所得制限撤廃（予定）、新入学準備金の入学前支給の開始等、経済的支援は拡充を図ってきました。一方で、経済的支援が着実な自立につながるよう関係課との連携と踏み込んだ支援が必要となっています。</p> <p>私立幼稚園在園児の保護者への支援は、今後予定されている幼児教育無償化の影響を受けることが予測されるため、国の政策動向を踏まえた検討が必要です。</p>
---	--